

平成29年9月14日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年9月14日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集をいただきましてありがとうございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、小川保君、13番、門瀧雄君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。8番古川幸義です。

通告順に従いまして質問させていただきます。

質問は、「若者たちが望む多度津町であるためには」。

先月8月25日に「たどつ子ども議会」が開催され、小・中学生14名より多度津町に対し、子ども議会として一般質問がありました。

当日は、猛暑日の午後よりの発会でありましたが、傍聴席は満席に近く、傍聴者の方々は子供たちの熱心な質問に対し、耳を傾けておりました。

私も傍聴させていただき、それぞれの子供たちの熱心な質問の内容に感心いたしました。

質問の中に、本町に暮らす子供たちとして、本町の現状を見据え、今どうすればいいのかなどに対する質問や、将来に向けての取り組みの提案など、多度津町の今の特性などよく分析し、将来に対し質問を行う姿勢に大変感心いたしました。

多度津町に住む中学、小学生として、この町に対し、悲観せず未来に期待し、ぜひとも発展してほしいという願いをひしひしと感じました。

よって、本日は、その子供たちと同様に、またこの町を担う若者たちの不安や思いについて、次の質問をさせていただきます。

若者たちに、将来の多度津町への期待や、現在の意見として上げたことを、ごく一部ではありますが、今回若者たちのかわりに質問をいたしますので、よ

ろしく答弁願います。

まず、若者の意見、希望や声などを述べさせていただきます。

1、大学、専門学校を卒業しても地元就職先がない、本当は生まれた町に帰って両親のもとで働きたい。

2点目、将来、両親が年老いていくのがとても不安である、ぜひとも親元で通勤できる職場を探したい。

3点目、結婚したいが所得が低く不安定である、とても結婚などできない、今すぐにでもちゃんとした職につきたい。

4点目、保育所に預けてすぐ働こうと思っているが、雇用証明書や納税証明書などの手続きが難しく、なかなか運ばない、役所には保育所に入所する場合の規則があるのはわかっているが、現実には難しい、就職できず生活が苦しい。

5点目、地区の保育所が定員いっぱいだと役所で断られ、やっとほかの保育所を紹介されたが、遠くの保育所では通勤しながら保育所の送迎で、時間的な不便や移動の苦痛を感じている。

6点目、乳幼児を抱えているが、どこに相談していいのかわからない。夜間に問題が起きれば不安である。

7点目、将来は家を建てて自分の通った母校に子供を通わせたいが、校区などさまざまな問題があり希望がかなわない。

8点目、空き家対策についても、もっと若い世代に優遇制度はないのだろうか、空き家は多いと思うが、現実取得するのは難しい。

9点目、精神面や体調に問題があり、まともに就職できていないが、将来に不安を持ちながらも活路は探している、しかし、県や町は自分たちに目を向けず、見捨てられているのではないか。

以上のような、深刻な意見や不安の気持ちが出ているのが切実に伝わってまいります。

よって、次の質問をいたします。

まず、問1点目について。

大学、専門学校を卒業しても地元就職先がない、本当は生まれた町で帰って両親のもとで働きたいという声に対して、若い年齢層の転出はどうか。

多度津町在住の18歳から25歳までの年齢層において、本町の全人口の内の比率はどれぐらいか。

また、18歳から25歳までの年齢層において、近年の増減はどうなっているのか、過去10年間で結構です。

また、他の市町と多度津町を比べるとどうなのか、関係課の答弁をお願いいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

古川議員ご質問の、若い年齢層の転出につきまして答弁をさせていただきます。

答弁に当たりましては、平成24年7月9日より外国人登録法の廃止によりまして、それ以降の数字につきましては、外国人の方も住民基本台帳に含まれておりますので、10年前と比較する上での正確性を期するため、外国人を除いた人口をもとに答弁をさせていただきます。

まず、ご質問1点目の町人口に対する比率についてですが、平成29年4月1日現在における18歳から25歳までの方の人口は1,600人で、総人口2万2,904人に対する比率は約7.0%でございます。

次に、2点目の過去10年間にわたる18歳から25歳までの年齢層における増減についてですが、平成19年4月1日現在1,931人に対して、平成29年4月1日現在1,600人で、331人の減少となっております。

なお、人口に対する比率としましては、平成19年4月1日現在の総人口2万4,016人に対する比率は約8.0%であり、この10年で見ますと人口比で約1ポイントの減少となっております。

なお、参考までに平成29年3月、4月分の18歳から25歳までの転入・転出状況を見ますと、転入に関しましては170件中61名、転出に関しましては204件中82名となっております、21人の減少となっております。

最後に、3点目の他の自治体との比較についてですが、近隣の各自治体における18歳から15歳までの人口推移については減少傾向であり、また総人口に対する比率も7%台で、本町と同様の比率となっております。

また、当該年齢層における10年間の増減についても0.5ポイントから2ポイントの範囲で、こちらも減少傾向となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

詳細な答弁どうもありがとうございました。

再質問ではなく、要望事項として述べさせていただきます。

高校、専門学校、大学を卒業し出す年齢層がこの町の1割を切り、7%と聞きまして、意外に少ないと感じます。

そういう数字を聞きますと、なおさら多度津町に留まって働き、住んでいただきたい。

そのためには対策を施さなければいけないと強く感じます。

また、転入、転出の実態では、多度津町に住んでいた若者が県外に出ていき、その反面、町内や近隣に就労するため町内に居住する者を足し合わせると、減少傾向があるのがよくわかります。

これは自然とといいますか、これからその対策を打っていくところが大事かと思えます。

多度津町の将来を考えると、今のうちに支援をしていかないと、先で困ることになるとは思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次の、その1の質問に対して、若者の受け入れ態勢はどうか。

多度津町は若者を支援するためにさまざまな施策を試みているが、若者が多度津町で働き、住み、子育てすることが最優先であると思えます。

若者の願いをかなえることはできるのでしょうか、答弁よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員ご質問の、若者の受け入れ態勢はどうかについての答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、町では「たどつの輝き創生総合戦略」において、基本目標の1つであります「多度津に来てもらう」の施策として「企業と創業、就労を望む人への支援」を掲げ、さまざまな事業を推進しているところでございます。

その事業の一つとして、「U J I ターン促進事業」がございます。

この事業は、多度津町へのU J I ターンを望む人たちの希望をかなえることを目的に、町役場を含めた町内企業及び事業所と、U J I ターン希望者とのマッチングができる仕組みを構築しようとするもので、町内企業の雇用情報を的確に発信するPR冊子の発行や、町のホームページを活用した情報発信も含めた検討を行ってまいります。

また、地元での雇用拡大の観点からも、引き続き企業誘致及び立地に係る支援を行ってまいります。

これらの事業なども含め、若者たちが帰ってきたいと思ってもらえるよう、よりよい事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、要望事項を述べさせていただきます。

先ほど町長が述べられました、企業誘致を考えられている、多度津町は立地条件として企業が多度津町に場所を選んでいるという、そういうふうな情報もたくさん聞いておりますが、実際には実施にはなっておりません。

また、今後ともそういう若者たちの就職の場を、企業誘致などでチャンスを与えていただきたいと思います。

今後も引き続き、多度津町に若者を呼び込めるように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問をさせていただきます。

2番目に申しました、就職相談会の成果は出ているのでしょうか。

また、企業に対し、町在住の若者の雇用など積極的な町の働きはあるのでしょうか。答弁お願いいたします。

産業課長（岡部 登）

おはようございます。

古川議員の「就職相談会等の成果及び町の働きかけ」についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

本年も7月に、定住自立圏を構成する2市3町と公共職業安定所、いわゆるハローワークの主催で58社が参加した就職面接会が行われ、新卒9名、中途採用22名が面接を受けました。

採用の結果が出そろうのは11月ごろになる予定です。

また、ハローワークは通常の業務に加え、本町でも出張職業相談会を年3回ほど開催しており、去年は4名の参加がありました。

さらにことしは、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、多度津商工会議所主催の商工フェアにて町内企業の説明会を開催していただきました。

加えて、民間企業は民間企業ごとに、みずから競って優秀な人材を採用したいと考えているため、企業アピールをネットなどで行ったり、インターンシップや企業説明会を東京など大都会で実施しているところもあるようですが、この夏、定住自立圏を構成する2市3町の主催で受け入れ企業を募集し、香川県出身または在住の大学生及び専門学校生を対象にインターンシップを実施したところ、本町からは3事業所が参加し、2事業所に3名の学生の応募がありました。

以上のように、町在住であるかどうかにかかわらず、町出身者に少しでも有利な情報が行き渡るように、さまざまな団体のご協力のもと、今後もサポート体制をとっていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも再質問ではございません。

要望事項として上げさせていただきます。

役所として、雇用に関して踏み込めない立場というものがありますが、企業に対してさまざまな働きかけを今後も継続し、その結果が成果としてあらわれるようお願いいたします。

続きまして、次の質問に参ります。

3点目について。就職活動中に保育所の手続は、現状はどうなっているのです

ようか。

また、相談や対策、救済措置はどう行っているのでしょうか、お答え願います。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員の、「就職活動中の保育所の手続などについて」のご質問にお答えいたします。

求職活動中の保護者に対する保育所入所手続につきましては、多度津町保育の利用に関する条例に基づき、求職活動申出書とともに、求職活動を継続的に行っていることが確認できる資料の添付をお願いしております。

求職活動が確認できる資料としましては、ハローワークが発行しています「ハローワークカード」の添付が多い状況にあります。

このカードは、仕事の相談、紹介、求人検索用パソコンの利用などハローワークの各種サービスを受けるための登録カードで、ハローワークの受付で簡単に発行されているものです。

求職活動中ということが確認されました日から90日経過の月末までの有効期間で保育所の利用が可能となります。

本年4月には21名の保護者がこの制度を利用し90日以内に仕事につき、その後も保育所の継続的な利用をされております。

なお、手続方法や申請期間、求職活動として認められる期間等の相談につきましては、その方の家族構成や健康状態なども考慮しながら個別に対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁ありがとうございます。

これも再質問はございませんが、要望として述べさせていただきます。

21名の保護者からこの制度を利用しているということはわかっている実態がわかります。

しかし、まだこの制度を知らない方も多く、窓口で係の者が相談に乗り、制度を知らせ、早く就労できるようにお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

4点目に述べました、保育所入所として審査の現状はどうなのか。

また、そのようなケースはどれぐらいあるのか。子育てする若い世代に救済として扱うべきではないのでしょうか、答弁よろしくお願いたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員の、保育所入所における審査の現状についてのご質問にお答えいたします。

保育所を利用するためには、条例で定めております保育が必要な理由に該当する必要があります。

就労を理由とする場合は、就労証明書の提出をお願いしております。

これは、保育の必要性の程度により保育時間を標準時間と短時間に区別し認定するために必須なものであります。

また、保育料は町民税額をもとに算定しておりますので、町外で課税されている方のみ所得課税証明書の写しを提出していただいております。

以上のことから、保育所入所審査には就労証明書、所得課税証明書の提出は不可欠であります。

書類の不備な方には個別に連絡をさせていただき、細かい説明を行い、書類の提出をお願いしているところがございます。

書類を整えることに時間がかかる場合には、事前に福祉保健課にご相談いただければ、できるだけ配慮を行いたいと考えております。

本年度におきましては、申請手続が困難であるという理由で入所を見送ったケースは、町ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも、要望として述べさせていただきます。

入所のために役所として必要な手続があるのは大いにわかります。

申し込む者にもそれぞれの事情がありますので、窓口での対応で十分な説明を、これからもお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

5点目に上げました質問に対しまして、保護者は通勤とは逆方向の保育所であれば、時間的にも距離的にも負担を感じ、また地域の子供たちと縁遠くなり、地域と疎外感を感じたりするのではないのでしょうか。

保護者は住んでいる近くを希望するのは当然であるが、当局はそのところ、どうお考えでしょうか。質問させていただきます。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員の、「住んでいる近くの保育所に入所できない現状について」のご質問にお答えいたします。

保護者が自宅に近く、通勤にも便利なところにある保育所を希望されることは当然と考えております。

全ての保護者が希望する保育所を利用できることを、町としても望んでおりますが、それぞれの保育所（園）が定員を定めておりますので、定員がいっぱいになりますと、保護者の意向に沿えない場合があります。

そのときは、町がひとり親世帯、また兄弟の利用状況などの優先順位を踏ま

えまして利用調整を行っております。

平成29年4月の状況としましては、入所希望者は563名で、そのうち第1希望の保育所へ入所できた方は561名でありました。残りの2名の方につきましては個別に状況を説明しご理解いただき、第2希望、第3希望の保育所へ入所していただきました。

なお、保育所の定員については、保育士の人数、施設の面積、前年度の受け入れ児童の実績を踏まえて各保育所が決定をしております。

町としましては、「待機児童ゼロを目指す」ことを最優先とし、町全体で保育所入所定員を確保していきたいと考えております。

それぞれの地区に保育所があることは地域住民の利便性も考え、望ましいことであると考えております。

今後も保育士不足解消のため、保育士の処遇改善を支援し、引き続き5つの保育所の保育事業が円滑に運営されるよう、協力、連携を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも、要望がございますので述べさせていただきます。

保育所の定数の数により事情がございますので、できるだけ第1希望に預けられるようにご配慮をお願いしたいと思います。

また、若い人たちの住む場所が、新築の場所が大変、いろいろな面がかたよっております。

そのときには、極力第1希望に行けるように配慮のほう、何回も言いますが、よろしくをお願いしたいと思います。

次は、6点目の質問に参ります。

先ほど申しました6点目については、担当課である健康センターの所長に現状をお聞きしたいんですが、よろしく答弁お願いいたします。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

古川議員の「乳幼児を持つ保護者の相談窓口について」の質問にお答えします。

本町での乳幼児を持つ母親、保護者からの育児相談については、各乳幼児健診や健康相談時のほか、平日は保健センターが相談窓口として、電話または来所等で随時相談を受けております。

また、生後2カ月までに全ての出生児に助産師または保健師が家庭訪問を実施し、出生児の発育状況を観察し、母親等からあらゆる相談を受ける体制をとっています。

次に、夜間の育児相談については、県内に小児救急電話相談窓口が設置されており、常時看護師が対応しております。

また、診療が必要な場合は夜間救急対応医療機関として、四国こどもとおとなの医療センターが対応しています。

これらの紹介については、ホームページや家庭訪問時に周知しているところです。

その他、子育て世代の保護者が誰でも気軽に集える場所として、健康センター別館「ピーチ」において、「のびのび広場」を提供し、保健師、助産師、看護師、保育士が育児相談を受ける傍ら、母親同士のコミュニケーションづくりの場を大切にしています。

そこで、本町においては来年4月から、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援できるよう、子育て世代包括支援センターを別館ピーチに開設する予定としています。

これは、現在実施している母子保健分野の事業と子育て支援分野の両面から、妊娠初期から子育て期においてそれぞれの段階に対応した支援、サービスの情報や助言が子育て家族に伝わり理解され、また利用者目線に立って、一貫性、整合性のある支援ができるよう努めていきたいと考えております。今後、さらに相談窓口を充実させ、乳幼児を抱えている保護者が安心して健康な生活が送れるよう、寄り添った支援に努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも要望のみ述べさせていただきます。

乳幼児を抱える母親から声を聞きましたが、健康センターでの対応で本当に助かっている、担当の保健師さんも親切で小まめに教えてくれている、出産前はとても不安であったが、きめの細かいサポートで本当に助かっていますという声を聞き、多度津町は子育て世代に対し、よくサポートしているのがわかります。

今後とも支援よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

7点目につきまして、地区の保護者から意見を聴取しているので対策や対応はできていると思われませんが、教育長として、保護者の希望はかなえられていると思われませんか、いかがでしょうか、答弁お願いいたします。

教育長（田尾 勝）

古川議員の「自分の通った母校に子供を通わせたいが、希望がかなわない」とのご質問にお答えします。

小学校の通学区域については、教育委員会規則で、学校に入学する者は本人、保護者の現住所の属する通学区域内に所属する学校に通学しなければな

らないとしております。

したがって、将来家を建てるとのことですが、母校と同じ通学区域で家を建て、住むとなれば希望はかなうこととなります。逆に、母校と違う通学区域に居住するとなれば、母校に通えることはできないということとなります。ただし、相当の理由があり、保護者による申請があれば、区域外の就学も可能となります。

平成26年度より校区外就学について、転居、家庭の事情、健康上の理由、教育的配慮、生活環境等の事由だけでなく、「より近い小学校に通いたい」という希望がある場合、申請いただければ校区外の就学も可能になるなど、より弾力的な運用を行っております。

このように、規則は子供の通学の安全、距離や地域とのつながりを考えて検討、修正を行っております。今後も教育委員会では申請のあった場合、保護者のニーズ、願いを十分に聞き取り、規則に照らして的確な判断をし、適正な就学指導を進めたいと考えております。

また、教育課題検討委員会では幼稚園、小学校のあり方、適正配置について検討しておりますが、保護者、地域の人々のニーズ等も十分に把握し、適切に取り入れながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

これも要望ですが、今後とも校区の希望をかなえてあげられるようにお願いして、次の質問に入ります。

次は、8点目に入ります。

若い人を対象とした優遇措置はあるのでしょうか。

また空き家を取得したことに対し、若者にリノベーションする負担はどうなっているのでしょうか、お答え願います。

政策企画課長（河田 数明）

おはようございます。

古川議員ご質問の「若い人を対象とした優遇措置はあるのか、また、空き家取得の若者にリノベーションする負担はどうなっているのか」についての答弁をさせていただきます。

空き家は、多くの自治体で問題となっている重点的な課題であり、多度津町におきましても、年々人口が減り続けることに伴い、空き家の数もふえてきていると思われまます。

空き家の活用や若い人の定住のために、いろいろな施策の必要性も検討の課題の一つと考えられます。

ご質問の空き家対策ではございませんが、若い世帯が新築や空き家を取得するのが難しい場合などの優遇制度といたしまして、住宅家賃を補助する制度を設けております。

この制度は、40歳未満の夫婦を含む世帯または3親等以内の未成年の親族を含む世帯が、多度津町へ移住し定住するため賃貸住宅へ入居した場合、その住宅家賃を、月2万円を上限に最長2年間補助する制度でございます。

また、若い人たちだけが対象とはなっておりませんが、町内への移住、定住を促進し、町内にある空き家の有効活用を図るため、香川県移住促進・空き家改修等補助金を活用した空き家改修支援事業を実施しており、香川県空き家バンクに登録されている空き家を取得した場合、改修費について100万円を上限とした補助金を交付しております。

そのほかにも、個人にはありませんが、町内に在所する空き家及び店舗を活用し、町内を活動拠点として事業を行う団体に対して、移住、定住または交流を促進するため、空き家等を活用した地域創生事業を実施しており、町内の空き家を活用してさまざまな事業を実施する場合、改修費については100万円を上限として1回限り、また事業実施についても100万円を上限として補助金を交付しております。

今後も継続して、若い世帯を含むより多くの方々に、多度津町への移住、定住に向けて優遇制度をどんどん活用していただき、空き家等を活用した町の活性化につながっていく事業が展開していきますよう、空き家対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

これも要望事項で述べさせていただきます。

答弁いただいた制度を知ると、対象者は届け出すことにはなりますが、その時点にたどり着くまで経路が難しいのが現状ではないでしょうか。

PRの方法をまた考えていただきたいと思います。

それでは、次の9点目の質問に入らせていただきます。

9点目の質問については、深刻な問題ではありますが、現状で見過ごすわけにはいかない問題でございます。

本人にとっても、親にとっても将来大きな不安である。ぜひとも早急な取り組みが必要でありますので、お答えをお聞きします。

福祉保健課長（藤原 安江）

古川議員の、「精神面や体調に問題があり、将来に不安がある方への取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

平成28年の国の調査によりますと、精神疾患で医療についている方は、全国で392万4,000人、人口1,000人当たりの人数は31人で、これは身体障害者の割合と同数となっており、精神疾患患者は著しい増加傾向にあります。

その中で、一定程度の精神障害の状態にあることを認定する「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、約80万人おられます。

本町におきましては、平成28年度精神通院医療費の公費負担を受けている方は244人で、「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、124人おられます。

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るために、保健医療、働くための支援や障害年金制度など、さまざまな支援策が講じられています。

町におきましては、福祉保健課福祉係に精神保健専任の保健師1名を配置し精神保健業務を行っており、毎日、本人や家族からの病状や生活に対する不安などの相談に対応しております。

平成28年度においては、窓口及び電話相談件数は235件、家庭訪問は143件でありました。どこへも相談できず悩んでおられる方もまだ多くあると考えます。

まず、身近な福祉保健課にご相談いただき、その後、必要に応じて専門機関へつなげていくよう支援してまいりたいと考えております。

また、精神障害者支援につきましては、住民への周知も十分とは言えない状況にあります。

相談会や研修会をこれからも継続的に実施し、民生委員や医療機関等と連携を図りながら、支援の必要な方を発掘できるよう努めてまいります。

さらに、大人の発達障害やひきこもりへの対応も求められています。町としましても、体制を強化し、精神保健事業の充実を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

これも、再質問したいのは十分あるんですが、時間の都合によりまして、要望のみ述べさせていただきます。

親は安心して死ねないと漏らした保護者の方がおりました、深刻なことであります。

本人も家族も奥深い谷間にいるようで、将来に希望が持てないと悩む方は多くあると思います。

また、その方も鬱になり精神的に患っている、そういうケースもございます。

ぜひとも救済措置と、解決に向かう役所でできる処方をお願いしたいと思います。

以上で質問は終わりますが、若者たちが、この多度津町で住みたい、住んでみようかと思う施策をこれからもお願いしたいと思います。

我々が老いていく中、残る若者にこの町を託せるように、我々は最大限に努力を惜しまずサポートしなければならないことを新たに決意し、今回の質問といたしました。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって8番、古川幸義議員の質問を終わります。

次に11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。11番渡邊美喜子でございます。

一般質問させていただきます。

その前に先日25日実施されました子ども議会において、子ども達から町への熱い思いが伝わり感動いたしました。

また、再質問は的を射た鋭い質問で、私自身大変に勉強になりました。

子供たちに負けないように、一般質問をさせていただきます。

多度津町の仮設サッカー場の環境整備についてであります。

これは、多度津山サッカー場の代替地として堀江5丁目10番地1、2でございます。

平成28年9月定例会におきまして、多度津山サッカー場の芝生化について一般質問があり、答弁は町長より「今のところ半面だけ、消防庁舎に面している側ですが、スポーツ振興を目的で芝生化の検討を進めております。また、災害発生時に町民の避難場所になる可能性もありますので、照明機を設置することも考えております。」、また、総務課長からは「多度津町で町内外の方々が芝生の上でさまざまなスポーツを楽しむことができるように、スポーツを通して学校教育と社会教育の連携が図れる場所として、必要性にも鑑み、多度津山グラウンドの芝生化についての方針を決定してまいります。今後積極的に考えております。」との前向きな答弁がありました。

芝生化は長年の要望であり、多くの子供たちや保護者、関係者の皆さんにはこの朗報に喜んだことと察します。

しかしその後、多度津山サッカー場は企業誘致が決まり、多度津山サッカー場から代替地として多度津町仮設サッカー場に決定いたしました。

県の土地でもあります。

県の方から環境整備についてお聞きしますと、規制はありません、自由です

と言われました。

環境整備の一つであるグラウンドの芝生化についてですが、高松市のほとんどの小学校が芝生化され、涼しい、転んでも痛くない、砂ぼこりがしないなど、子供たちに運動能力などの多くの効果をもたらしています。

また、丸亀市郡家小学校におきましては、平成23年に約6,000㎡のうち5,000㎡程度芝生化し、夜間照明も設置され、地域のスポーツ団体にも開放している状況であり、他の小学校も今後グラウンドの芝生化を進めていく計画であります。

このように、芝生化は近年通常となっております。

そこで、質問に入ります。

1といたしまして、県の土地である多度津町仮設サッカー場を借りるものの経緯や、借りる場合の条件、契約内容について伺います。

お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員ご質問の「多度津町仮設サッカー場の環境整備について」の「県の土地である多度津町仮設サッカー場を借りるものの経緯や借りる場合の条件、契約内容について」の答弁をさせていただきます。

多度津山開発地に企業を誘致した経緯につきましては、委員会等で説明をさせていただいておりますので、議員もご承知のことと存じます。

その企業誘致を進める中で、現サッカー場の代替サッカー場をどこに設置するかを、町有地はもとより県有地並びに民間所有地も含め検討しております。

しかしながら、大人用サッカーフィールドは、長さ105m、幅68mが標準寸法とされており、フィールドだけでも7,140㎡の広さが必要になることから、町所有の公共用地ではフィールドが確保できる用地はなく、また民間所有地におきましても、その規模の未利用地はありませんでした。

代替地の検討をする中で、過去にもサッカー場の設置を協議した経緯のある中讃流域下水道金倉川浄化センター敷地の一部において、再度、県下水道課と協議を行ったところ、施設建設用地ではあるが、現在のところ施設を建設していない用地について、公共の用に供するものであることから、附帯工事の協議は今後も継続して行うこととしながら、サッカー場1面及び駐車場の用地使用については協議が整いました。

このことから、平成29年5月18日付で県に対し「行政財産使用許可申請書」並びに「行政財産使用料減免申請書」を提出し、6月12日付で「行政財産使用許可証」により許可がおりております。

以上、経緯についての答弁とさせていただきます、条件及び契約内容につきまし

ては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

政策企画課長（河田 数明）

引き続きまして、条件及び契約内容につきまして答弁をさせていただきます。

まず、契約内容でございますが、契約ではなく許可となっておりますので、許可の内容の説明をさせていただきます。

使用許可条件の所在として、仲多度郡多度津町堀江5丁目10番地1及び2。

種類、構造及び数量として、下水道処理用地雑種地 1 万6, 020㎡。

使用目的として、サッカー場。

使用期間として、平成29年6月15日から平成30年3月31日までとなっております、これは、1年毎に許可の更新をすることになっております。

なお、使用料は免除となっております。

次に、使用許可条件についてでございますが、使用条件は14項目ございます。

主なものとしたしましては、「公用または公共用に供する必要が生じたとき、使用許可の条件に違反したとき及び使用許可期間中に使用を中止したときは、使用許可の取り消し等を行うことができ、町は異議なく使用物件を返還すること。」、次に「使用許可物件を使用することができる権利を第三者に譲渡し、継承し、転貸し、または担保に供することはできないこと。」、次に「使用許可物件について修繕、模様替え及び使用する用途もしくは使用計画を変更しようとするときは事前に許可を受けなければならないこと。」、次に「町がその責めに帰すべき事由により使用許可物件を滅失もしくは毀損したとき、または使用許可条件に違反したため県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。」、次に「下水道事業用地の隣接する面の東側及び南側に地面からの高さ5m以上、北側に地面からの高さ3m以上の防護柵を設置し、下水道終末処理場施設の保護に努めなければならないこと。」でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今回、仮設サッカー場の環境整備についての一般質問をなぜ取り上げたかと申しますと、多くの町民の皆さんから、多度津山サッカー場の芝生、照明機の設置を議会報で知ったが、月日がたっていないのに企業誘致が決まり、どうなっているのか、またサッカー場はどうなるのかなど聞かれることがあり、正確に町民の皆さんに知っていただくことが重要ではないかと思い、今回に至りました。

ただいまのご答弁によりまして、県の土地である仮設サッカー場を借りることの経緯や許可についてよく理解ができました。

次の質問に入ります。

仮設サッカー場の環境整備費は、総額の予算を伺います。

総務課長（矢野 修司）

失礼いたします。

ただいまの渡邊議員のご質問「仮設サッカー場の環境整備費の予算額について」お答えをいたします。

仮設サッカー場の予算といたしましては、本年6月補正予算において、設計委託料264万1,000円及び造成工事費7,000万円を計上いたしました。

また、8月10日の臨時議会において、その当該工事請負契約の締結に関する議決をいただいたところでございますが、この工事の内容として、造成工事だけではなく、サッカーゴールやフェンスの設置、給水設備、排水対策などにつきましても含まれておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

予算は7,000万円ということでございます。

次の質問に入らせていただきます。

地域スポーツ施設整備助成制度についてお伺いいたします。

この制度を利用するのか、また他に補助制度があるのかをあわせてお伺いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまご質問の「地域スポーツ施設整備助成制度について」お答えをいたします。

地域スポーツ施設整備助成制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が実施しておりますスポーツ振興くじ（toto）を財源とした助成金で、地域におけるスポーツ施設の整備や活動の促進等を目的とするものでございます。

なお、助成につきましては条件がございまして、助成対象者が原則として土地の所有者または長期賃貸契約、この長期というのは10年以上でございますが、そういった契約を締結している者となっております。

よって、今回の仮設サッカー場につきましては、県から借用する土地は長期賃貸契約が締結できない土地であるため、助成制度の対象とはなっておりません。

また、他の助成制度につきましても、現在のところ利用できるものがないため、補助制度は利用せずに整備することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

補助制度についてでございますが、私なりに地域スポーツ施設補助制度について調べました。

この制度は、地域におけるスポーツ環境の整備の充実などスポーツの普及、振興を図るため助成事業を行うことが目的であるということでもあります。

総合型地域スポーツクラブ助成部署にも問い合わせも行いました。

その中でほとんどの部分、条件等を照らし合わせた結果なんですけども、1カ所を除いては大体可能であると思うわけでございますが、それが先ほど課長のほうから言われました長期契約、10年以上締結してるということが大きなネックになっているとは私自身思っております。

そこで、助成額なんですけども、上限6,000万円、5分の4ということで多くの自治体がこの制度をも利用しております。

そこで、再質問させていただきます。

この土地が県の土地であり、仮設サッカー場では地域スポーツ補助制度は永久的には使用できないのかどうかお伺いします。

政策企画課長（河田 数明）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただいた中に、許可条件として現在の仮設サッカー場を設置する箇所につきましては施設用地でございます。

したがって、先ほど言いましたように公共用に施設をつくる場合は適用しなければなりませんし、契約のほうも1年更新となっておりますので、今後そういう助成金を使う予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでしたら、地域スポーツ補助制度を使用するには、仮設サッカー場の代替地を他の代替地ということで、その見通し等は今後どのようになっているのでしょうか。

検討していくということなののでしょうか、質問いたします。

政策企画課長（河田 数明）

答弁をさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、私ども今現在企業誘致におきまして仮設サッカー場をつくることとしておりますが、今後いつというのはわかりませんけれども、将来的には本設のサッカー場を建設するのは検討しております。

しかしながら、今の現時点では庁舎建てかえ等の費用もありますし、いろんな事業を抱えております。

そういう財政状況を見ながら、また土地を確保することも考えながら今後進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁でしたら、5年先か10年先か15年先か20年先かわからないような状況だと思います。

平成28年9月の定例会には、この補助等をいただいて芝生化をする、また照明機をつけるということで、それが今現在企業が誘致するというので、本当に状況がすごく悪くなってきているのかな。

正直言いまして私、この仮設サッカー場にも照明機そして芝生化はできるものだというふうに解釈しておりましたし、チェックの甘さをすごく反省しております。

そこで、芝生化、照明機につきましては何らかの形で、ふるさと納税ということもございますので、その部分も含めて考えていっていただきたいなというふうに思うわけですが、その点どのようにお考えなのか伺います。

総務課長（矢野 修司）

失礼いたします。ただいまのは再質問ということによろしいですか。

議員（渡邊 美喜子）

再々質問。

総務課長（矢野 修司）

ただいまの再々質問にお答えをいたします。

先ほどより再三ご説明を申し上げますとおり、議員がおっしゃる要望的な、例えば利用団体から考えれば照明がつく、あるいは芝生化になる、これは最も理想とするところというのは、十分に理解はできます。

しかしながら、今回整備をすることになっております県所有の土地につきましては、先ほど政策企画課長のほうからもご説明を申し上げたとおり、さまざまな諸条件が付されており、町といたしましてもその条件を遵守する中で使わせていただくというのが当然のルールであります。

しかしながら、今後芝生化は難しいということになろうかとは思いますが、さまざまな使用条件に関する部分で協議ができることが中にはあろうかと思っておりますので、そういった部分は引き続き県と協議ができるような方向へ持っていったらいいなというふうに考えております。

ですから、財源があるないにかかわらず、そういった条件の中で整備をする必要があるというところでご理解をいただければというふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議員（渡邊 美喜子）

県のほうの補助制度につきまして、条件規約が毎年変わってきているというふうに伺っておりますので、そういうことも含めて問い合わせのような形にさせていただければなと思っております。

次の質問をさせていただきます。

多度津町仮設サッカー場にも芝生化、照明機の設置を同様に考えていただけ、申しわけありません、これ今答弁がありましたね。

また、駐車場、トイレなどもあわせて町の考えをお伺いします。

総務課長（矢野 修司）

ただいまのご質問にお答えいたします。

芝生、照明につきましては先ほどお答えをさせていただきましたが、駐車場並びにトイレの分についてお答えをいたします。

駐車場につきましては、今後配置等の詳細を決定いたすところではありますが、今現在70台程度のスペースを確保することといたしております。

また、トイレにつきましては、今現在多度津山サッカー場で使用しております簡易トイレ4基、これを移設いたします。

また、新たに簡易トイレ3基の合計7基の簡易トイレを設置する予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問をさせていただきます。

多度津山のサッカー場で毎年実施していた町の行事は、今後どのような場所で行う予定なのでしょう、お聞きします。

総務課長（矢野 修司）

今ご質問の「多度津山サッカー場で毎年実施しておりました町の行事の今後の実施場所」について答えをいたします。

当該サッカー場で開催している主な行事といたしましては、元旦に開催しております多度津町子ども会育成連絡協議会主催の「初日の出を見る会」、また4月第1日曜日に開催しております多度津町観光協会主催の「たどつ全国凧あげ大会」がございます。

まず「初日の出を見る会」については、同協議会の運営委員会では開催場所を県立桃陵公園の「出会いの広場」にしてみてもどうかという話が上がっていると聞いております。

また、「たどつ全国凧あげ大会」については、主催する観光協会からは原則「たどつさくらまつり」と同時開催を考えており、もし可能であれば新設さ

れる多度津町仮設サッカー場で実施したいとの考えがあると聞いておるところでございます。

いずれにいたしましても、両イベントの開催場所につきましては現時点で確定しているものではなく流動的なものでございますので、今後主催者において関係機関、団体と協議を重ね、決定していくものと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

わかりました。

次の質問をいたします。

多度津町仮設サッカー場の付近の地域の住民の皆さん、そしてサッカー関係者への周知、報告について伺います。

総務課長（矢野 修司）

ご質問の「地域住民、サッカー関係者への報告、周知」についてお答えをいたします。

当該整備場所は堀江5丁目で、さぬき浜街道より北側の海岸沿いで住宅エリアはございませんが、周知につきましては、建設課のほうより堀江自治会に対しまして8月16日付で「平成29年度多度津町仮設サッカー場造成工事に伴う協力依頼について（お願い）」という文書にて工事のお知らせ並びにお願いをいたしております。

また、サッカー関係者につきましては、「多度津町サッカースポーツ少年団」現在は「ジョイナスたどつ」でございますが、これまで多度津山サッカー場を利用し、また実質的な管理を行っていただいていた経緯によりまして、仮設サッカー場整備につきましても随時当該団体と協議をしながら進めてきているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問をさせていただきます。

仮設サッカー場の利用開始は、いつごろになる予定なのでしょうか、お願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

ご質問の「利用開始時期」についてお答えをいたします。

仮設サッカー場につきましては、現在着工している造成工事の竣工が本年12月中旬の予定となっておりますことから、年明けには利用開始ができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

多くの答弁ありがとうございました。子供は国の宝、多度津町の宝とよく町長さんはじめおっしゃるわけでございます。

確かに、子供は宝でございます。

子供から大人まで運動のできる、またその場が交流の場を持てる、それにはやはり環境整備も伴います。

また、そういうことが、子ども達の教育、それだけでなく町の活性化にもつながると思います。

今後、何らかの対処の方法を強く求めます。

よろしく願いいたします、要望でございます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって11番、渡邊美喜子議員の質問を終わります。

次に7番、小川保君

議員（小川 保）

失礼いたします。7番小川保でございます。

質問に入ります前に、私自身も寒く感じておりますこの議場ですが、エコノミー適正温度を考慮して私の一般質問の間だけでも結構です、切っていただければ非常にありがたいんですが、よろしく願いいたします。

本日は1番目、町営墓地の有効活用について、2番目、1市2町による学校給食センターの進捗状況について、3番目、多度津町の地域おこしについて、以上の3点について質問いたします。

皆様に提出いたしております全文約670文字の部分ですが、これについて朗読はしません。

これについて要約しますと、私ども多度津町の財政状況は多額の借金を抱えておるといことです。

したがって、施設計画は慎重に丁寧に施行すべきであり、まさしくコンパクトシティーの考え方が有効になるわけであります。

我が町を身の丈にであります。

行政が決めてそれでやっていきましょうという形ではなくて、多様な住民の方々と時間軸、これを考えながら10年後、20年後、そして30年後、将来の町の空間像を具現化していくことが肝要だろうと思っております。

例えば、住民自身によって行政から提示をされた予算枠をもとに対象物件の中身そのものを検討したり、新規建設を縮小したり、あるいは空き家の有効活用など、住民自身によって議会と行政と展開議論、進めていくことが重要になってきております。

全国の各地でこの手法でもって成果を上げているようでございます。
住民とともに町の仕立て直しをすべきことだのご提言申し上げます。
さて、最初の質問です。

町営墓地の有効活用について、日経新聞の情報を交えてお伺いします。
戦後すぐに生まれたいわゆる「団塊の世代」が人生の終わりを迎えること
で、日本の死亡者は徐々に増え、2040年には年間168万人でピークに達すると
予測されております。

たくさんの人々が亡くなる「多死社会」では墓地不足が問題となり、都市部
の自治体はその対応に追われております。

また逆に、生涯未婚の人の増加で墓を守る人がいなくなる問題も深刻になっ
ております。

多死社会と家族構成の変化は、人々の最期のあり方にも影響を及ぼしており
ます。

東京都立霊園では2016年度（昨年度）に860基のお墓の募集をしたところ、
4,766件、実に5.5倍の応募があったそうです。

お墓を手に入れるのは今や狭き門、これは、都市部の自治体ということだろ
うと思います。

また、郷里が遠いため今後お墓を守ってくれる人が途絶えてしまう可能性が
ある。

それならばいっそ気軽にお参りできる場所へ改葬、お墓を移転することと考
えている人が増えております。

また、お墓を管理する人がいなくなり、長年放置され雑草や倒壊の危険など
問題のある事例も増えているようです。

そこで、質問です。

多度津町内でお墓を手に入れたいと考えている人のニーズに応えられている
のでしょうか。

管理する人がいなくて放置されているお墓はどれくらいあるのでしょうか。

また、現在売却実施中の、これは、実際は貸与ですけれどもあえて売却と表
現しております、葛原墓地を含めて町営墓地の管理状況はどうなっているの
かお伺いします。

住民課長（多田羅 勝弘）

小川議員ご質問の「町営墓地」について答弁をさせていただきます。

まず1点目の「希望者へのニーズに応えられているのか」についてですが、現
在永代貸し出しの随時募集を行っている墓地は葛原南墓地のみであります
が、平成7年から3期に分けて造成した1,094区画のうち、現在貸し出し中が
500区画、残り594区画となっております。

実績としましては、第2期、第3期の新規募集した平成26年5月までに貸し付けをした区画が453区画、その後随時募集が始まり、現在までに47区画を貸し付けております。

平成26年度6月以降に10区画、27年度は16区画、28年度は13区画、本年度は8月末までに8区画が貸し出されており、平均して年間15区画程度となっておりますので必要区画数は十分あると考えております。

また、今月11日より本台塩田墓地の募集を開始しています。

これは新規に墓地が必要な方のみでの募集であります。以前より地理的に要望が多かった本台墓地を希望される方のニーズに応えられたのではないかと考えております。

次に、2点目の「放置されている墓石数」ですが、台帳が整備されている墓地に限ってですが、現在墓石が建立されておらず返還届も出ていない区画は本台墓地で9区画、葛原墓地で6区画あります。

また、墓石は立っているが使用者不明や継承者不明については現時点では把握できておりませんが、今年度本台墓地のうち塩田墓地の相続人調査を実施し、返還登記のあった区画について新たな貸し出しを募集するまでに至っておりますので、今後も調査の継続に努めてまいりたいと考えております。

また、本台墓地の入り口から火葬場へ向かう通路を挟む未整備区域及び旧消防署の裏地にあります六地蔵墓地については、台帳は整備されておらず、放置されている墓石数に関しましては把握できていないのが現状でございます。

最後に「町営墓地の管理状況」でございますが、維持管理につきましてはシルバー人材センターに委託契約し、除草を初め墓地内の清掃及び共有設備の修繕等、維持管理を行っております。

貸し出し中の区画につきましては使用者が維持管理することとなっており、管理が不十分なものについては使用者に連絡し、除草等を行っていただくようお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

多度津町営墓地の管理状況を伺いましたが、高松市では市営墓地について墓地管理台帳をシステム化するとともに、無縁墳墓を改葬することにより市営墓地の適正かつ効率的な管理に努めていると聞きました。

具体的に高松市の状況をお話ししますと、平成2年、市営墓地現況図の作成、平成4年、市営墓地使用者追跡調査の開始、墓地管理台帳をシステム化すると

ともに墓石ごとに返信用はがきを添付し、その回答により使用者を正確に把握する使用者追跡調査を継続的に実施しております。

そして、平成13年度以降、法律に基づき無縁墳墓を認定し、その後無縁墳墓の整理改葬を実施しております。

そこで、多度津町もこのような取り組みをしてもよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

住民課長（多田羅 勝弘）

小川議員の再質問「無縁墳墓の整理改葬」について答弁いたします。

無縁墳墓の問題につきましては、町営墓地のみならず、町内の地域墓地でも深刻な問題となっております。

本年1月31日に、地域墓地の管理者にお集まりいただき、各地域墓地の現状や課題について意見交換会を開催いたしました。

これは初めての取り組みであり、今までそれぞれが抱えていた問題について意見交換した中で、高齢化や若者の流出により墓地の維持管理が難しくなってきたおり、無縁墳墓が増え、その取扱について苦慮しているという意見が多く聞かれました。

今後、この意見交換会を定期的で開催し、町と地域が協力し、無縁墳墓の対処方法について、近隣の市町や全国的な事例を調査研究していくことになりました。

議員ご指摘の「無縁墳墓の問題」につきましては、長期的な取り組みが予想されることから、先進事例を参考に無縁墳墓の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

いろいろとご検討をよろしくお願いいたします。

次に2番目の質問です。

1市2町による学校給食センターの進捗状況についてお伺いします。

平成23年に私ども行財政改革委員会のメンバーで、多度津町学校給食共同調理場を視察しましたところ、当該設備は昭和55年12月に竣工されたものであり、施設や設備の老朽化などが懸念されることを確認いたしました。

もとより耐震性の問題、園児・児童・生徒数の減少に伴う提供給食数の減少など様々な課題を有しているところであります。

そこで平成25年度より、そのあり方について本町と同様な課題を有する善通寺市と琴平町と共同で検討してきましたことは周知のことです。

給食センターは、子供たちの食や食育を担う重要な施設であることから、学

校給食の安全確保のための点検・検査・指導や献立の作成などを行政が行うことを前提として、衛生管理の徹底、また統合することでのスケールメリットによりコスト圧縮が期待される中、民間活力の可能性、共同学校給食センター設置及び運営の効果について検討がなされました。

そして、「1市2町で共同して業務を行う」、Private Finance Initiative「民間の資金とノウハウを活用する」という方向で進めていくことが確認されました。

これまで町議会においても議論してきましたが、ここで改めて1市2町による学校給食センターの進捗状況等について、PFIの方式や業者の選定、資金のめども含めてお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の「1市2町による学校給食センターの進捗状況等について」のご質問にお答えいたします。

1市2町学校給食センター整備運営事業につきましては、事業者選定に係る入札公告を本年5月31日に行ったところ、2グループより入札参加表明書の提出があり、入札参加資格申請に関する提出書を審査した結果、2グループともに入札参加資格を有すると判断いたしましたので、当該グループからの入札及び提案書を9月11日に受け付けました。

現在のところ、提出された提案書の各項目において要求水準書で示した内容を満たしているかの審査を行っております。

次に、PFIの事業方式につきましては、民間事業者が資金を調達し施設を建設、施設完成直後に1市2町に所有権を移転し、一定期間民間事業者が維持管理及び運営を行うBTO方式で本事業を行います。

次に、事業者の選定につきましては、先ほど申し上げました事業者からの提案書について全ての項目について要求水準を満たしていると判断された場合は、10月中旬、事業者選定委員会において「事業計画」「設計・建設」「開業準備」「維持管理」「運営」「その他」の加点項目の審査をいただき、各グループとのヒアリングを行った後、総合評価値の算定を行い10月下旬には落札者が決定いたします。

11月上旬には落札者との基本協定を締結し、12月下旬には1市2町の議会において事業契約についてご承認をいただいた後に事業契約締結となる予定でございます。

最後に資金についてでございますが、PFIのBTO方式で事業者が資金を調達し施設を建設、施設完成直後に1市2町に所有権を移転することから、施設の完成後に施設の設計、建設、調理器具等の調達を含めた施

設整備費に係る費用を事業者に支払う必要があります。

当該費用の財源につきましては、国庫補助金、起債及び一般財源を予定しております。

また、建設後の維持管理業務及び運営業務につきましては、一般財源で対応する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

先ほどの教育課長からのご答弁、その中で新しい言葉と申しますか「B T O」という言葉が出てきましたが、この説明をお願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の再質問にお答えいたします。

B T O方式とは、事業者が資金を調達して施設を建設、完成直後に1市2町（多度津町、琴平町、善通寺市）のほうに所有権を移転する、その後事業者のほうで施設の管理運営等を行っていくP F Iの事業方式でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

Build Transfer and Operate（建てる、移す、そして管理運営する）という、こういう内容でございました。

学校給食は子供たちの心身の健全な発達や食育の推進を図る重要な役割を持っております。

優良な業者に適切に運営していただかなければならないと思います。

そこで、施設設備が適切に設計・施工できているか、維持管理や業務運営が適切に行われ、子供たちの安心安全が確保できているか、コスト管理も含めてチェック体制を整える必要があると思いますが、どのようなシステムでそれを実現しようとしているのかなどお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の「各業務のチェック体制について」の再質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、どんなによい提案を採用しても、それが実行されなければ本町の子供たちにとって有意義なものとならないばかりか、無用な経費を必要とするものになります。

そのようなことにならないようチェック体制を整え、各業務のモニタリングを実施いたします。

まず1つ目は、事業者自身によるモニタリングでございます。

建設段階においては、事業者の工事管理企業が設計図書及び要求水準書等に

基づき適切に建設できているかなどを確認いたします。

管理運営段階においては、衛生機関等によるモニタリングを定期的を実施することやサービスが要求水準書を満たしているかを確認する基準を事業者が設定し、そのモニタリングを実施いたします。

その結果については、1市2町へも報告することとしております。

2つ目は、1市2町によるモニタリングを実施いたします。

建設及び管理運営のいずれの段階においても1市2町のモニタリングを行うこととしており、事業者が行うセルフモニタリングにおいても報告を義務づけ、その内容についても1市2町と協議を行うこととしております。

また、1市2町が行うモニタリングにおいて要求水準書を達成できていないと判断された場合、契約の解除やそのレベルによって減額ポイントを定め、そのポイント数によってはサービス対価を減額することとしております。

加えて、それらのモニタリングを実施するためには専門的な知見も必要なことから、第三者で組織する専門家も加わり実施いたします。

これらのモニタリングを確実に実施することにより、安全安心な学校給食の提供や1市2町で行うことによるスケールメリットを生かした事業となるよう進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

早く運用できることを楽しみにしておきます。

さて、最後の質問です。

多度津町の地域おこしについて伺います。

多度津町では「たどつの輝き創生総合戦略」掲載の人口減少対策の一環として、28年度よりタウンプロモーション事業に取り組んでおります。

これは、多度津町の魅力を発掘、再発見し、事業にかかわる全ての人々が互いにつながり協力して町内外に積極的に発信していくことにより、「多度津町に住まう人」と「多度津町に来る人」を増やしていくことを目的に実施していく事業だということでございます。

また、今年から地域おこし協力隊員として3名の方々が採用され、佐柳島に住んだり、町内各所で活動したりなど地域協力活動を行って来ております。

さらには、まち歩きグループ、まちづくり団体、商工会議所、町役場の若手職員、地域おこし協力隊などで構成する「まねきねこ課」を立ち上げ、タウンプロモーションを開始しました。

「まねきねこ課」はそのかわいらしいネーミングによって、全国各地から注目されております。

そこで、この事業によるこれまでの取り組みとその成果についてお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員ご質問の「多度津町の地域おこしについて」の答弁をさせていただきます。

まず、タウンプロモーション事業のこれまでの取り組みについて説明をさせていただきます。

昨年度末の総務教育常任委員会でのご報告を得て策定しております「多度津町タウンプロモーション戦略」掲載の7つのプロジェクトのうち、3つのプロジェクトが今年度から実行に移していくものとしてまねきねこ課内で選ばれ、4月以降それらの実行に向けた精査、検討が行われてきました。

3つのプロジェクトの名称は、「桜たんプロジェクト」「たどつの魅力まるごと弁当プロジェクト」「たどりつけたどつプロジェクト」でございます。簡単にそれぞれのプロジェクトをご紹介しますと、「桜たんプロジェクト」は若者をターゲットとして、らんたんを多度津山で飛ばすなどの新しいおしゃれなイベントを2月に開催しようとするものであります。

次に、「たどつの魅力まるごと弁当プロジェクト」は、多度津町の特産物を用いたお弁当を開発しようとするものでございます。

次に、「たどりつけたどつプロジェクト」は、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSやいろいろな場所に出向いて行うPR活動、フリーペーパーの発刊などを戦略的に組み合わせることによって、多度津町の魅力を全国に発信しようとするものでございます。

去る8月2日には、総合戦略の推進本部であります「たどつの輝き創生本部」の会議を開催し、まねきねこ課推進員の方々によるこれらプロジェクトの全体像と今年度を実施する内容及びそれに伴う必要な経費を含めたプレゼンテーションを受け、その会議の中で審査、検討を行い、承認し、実施に必要な費用を議会における補正予算案に計上させていただいております。

今後も町としてタウンプロモーション事業の推進を図っていくため、まねきねこ課並びに各プロジェクトの実行委員会への支援を行ってまいります。

次に、成果についてでございますが、4月以降フェイスブックやインスタグラム及び専用ホームページ「たどりつく多度津」におきまして、地域おこし協力隊隊員の人脈、スキルを生かした情報発信等を頻繁に行っております。

フェイスブックページの「いいね！」の数は1,200人を、またインスタグラムについてもフォロワーが500人を超えてまいりました。

先ほどご紹介いたしました3つのプロジェクトにつきましては、今年度まず

「やってみる段階」であり、現時点で「成果」として形にあらわれているものはまだございません。

しかし、このタウンプロモーション事業をきっかけとして、まねきねこ課並びに多度津町の魅力についてメディアの方々や町内外にお住まいの方々から取材の依頼やお問い合わせの電話をいただくことが増えてまいりました。

まねきねこ課については既にテレビや新聞、ラジオでも複数回取り上げていただいております、これはまさにタウンプロモーション事業の一つの成果であろうと考えております。

今後も議員の皆様を初め、町民の皆様のご協力を賜りながらこのタウンプロモーション事業を推進していく中で本町への移住、定住、加えて交流人口の拡大をも図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

町長、ありがとうございます。

「桜たんプロジェクト」、これはまさに台湾で飛ばしておったりするらんたん、これを飛ばそうということでしょうか。

ところで、多度津山のどこら辺で飛ばそうとお考えなんでしょうか。

もしよろしければ、政策企画課長お願いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

小川議員の今のご質問に答弁をさせていただきます。

らんたんを飛ばすのは、名前がすっと出てこないの申しわけございませんが、「ふれあい広場」でらんたんを飛ばすのですが、やはり山ですので火気を使うのはちょっと難しいということで、LEDライト、小さい分ですけどこの部分を風船の中にはめまして、その風船にらんたんをかぶせてひもをつけて飛ばすということで最終的には回収ができるということで、他にもやっているところはございます。

またほかに、出会いの広場等でも置きらんたん等飾りつけを行うということと、コンコースホールのほうではマルシェの出店をしていただいて、そこにぎわうということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

急な質問で申しわけございません。

本当に楽しみに、2月ですかね、楽しみにしておきたいと思っております。

それでは、本件についての再質問ですが、8月23日の四国新聞「一日一言」をご覧になった方もおいでるかと思いますが、ここには滋賀県長浜市、米原市

周辺の「湖北」、「奥琵琶湖」と呼ばれる地域で、地元の人たちの手で多くの仏像が守られてきたという内容書かれておりました。

戦国時代から仏像を守り続け、現在も「世話人さん」と呼ばれる住民が「わがまちの宝」として仏像の世話や観光客の案内をしております。

町内の77番札所道隆寺は、「たどつの輝き創生総合戦略」の中でも地域資源（観光資源）として位置づけられておりますが、道隆寺を「わがまちの宝」として積極的にPRすることによって、地域づくりの一助としてはいかがでしょうか。

ちなみに、毎年秋祭りの後の10月末から11月初めごろにまち歩きと道隆寺境内で「柴橙大護摩供」を3年連続で開催しました。

本年も10月28日土曜日、11時から14時開催予定でございます。

町としてどのようにお考えかお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

産業課長（岡部 登）

小川議員の「道隆寺を観光資源として積極的にPRし、地域づくりに生かしてはどうかについて」の再質問に対し答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、第77番札所である由緒ある道隆寺が本町にあるということは、そのこと自体が魅力の一つであると考えております。

皆様のご尽力により3年連続で開催されるという「柴橙大護摩供」ですが、昨年観光協会のさくらちゃんがお邪魔し、「ふらっとさくらちゃん」という観光協会のホームページのコーナーに現在も掲載させていただいております。

ほかにも「わがまちの宝」と呼べるような存在はあるはずでございますので、少しでも観光資源としてアピールできるようアンテナを広げ、情報をご提供いただいたときにはできるだけ取材するように心がけてまいります。

また、国際観光客が増えている現在、観光産業は成長分野であると言えます。

それをうまく利用できれば、「多度津町に来る人」、いわゆる交流人口を増やすことにつながり、地域づくりの一助となることは間違いありません。

そこで、より観光客の目線に立った、より親切的な観光施策を他市町に先駆けて取り組んでいくためには何が必要なのか、観光協会は何ができ、どうあればいいのか、それらの問題点を洗い出し、現在検討を重ねているところであります。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

ここで少し紹介をさせていただきますが、世界遺産登録を目指しております

八十八カ所の巡礼観光、これは大変大きな魅力だと思っております。
先だって八十八カ所の香川県の特に多度津町近在の札所の若い住職さんたち
ですが、世界各地では巡礼観光をどのように実施しておるのかということで
スペインのほうに視察に行ったそうです。

これは、巡礼をどういうふうによく活用しておるかということに勉強しに
行ったわけですが、そのときの帰ってきた感想が、スペインでは国と
か州とかそういうところが一生懸命バックアップをして、世界中から巡礼聖
地を目指すということでやってこられる観光客に対して大変積極的にバック
アップをしているそうです。

例えば目印ですね。こっちに行けばこんながありますよってな感じ、日本
の場合は事細かく書くんですけれども、スペインの聖地巡礼のシンボルマー
クが貝のマークやそうです。

貝のマークがあれば、これが巡礼の土地なんだなということがわかるよう
になって、次に歩くのはこっちですってという矢印があるだけです。

言葉は一切ありません。

マークと矢印、これで十分巡礼観光ができるそうです。

また、宿やホテル、ホテルという立派なものではないんですけれども、これ
も国とか州とかがバックアップをして、巡礼の方々には非常に安い料金で宿
泊をさせておるということで、そういう内容を見てきたようです。

こういった内容を、彼らはこちらでも生かしていきたいというふうに私にお
話をいただきました。

私も多度津町がどういったことができるのか、今から進めてまいりたいとは
思いますけれども、ぜひ皆さん、一生懸命観光にも力を入れていきたいと思
いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

以上でございます。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって7番、小川保議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は11時15分にしたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたしま
す。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて一般質問を再開いたします。

次に5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番隅岡美子、議長のお許しをいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

ヘルプカードの普及促進についてであります。

障害や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を作成し、配付する動きが全国の自治体に広がりつつあります。

その一例として、東京都では平成24年10月末、標準様式を定めたガイドラインを区市町村に策定し、支援を必要とする人と支援を行う人を適切に結びつけることを目的としています。

この東京都が策定したガイドラインにはヘルプカードの意義として、1、本人にとっての安心、2、家族、支援者にとっての安心、3、情報とコミュニケーションを支援、4、障害に対する理解の促進の4つが挙げられております。

ヘルプカードには困ったときに伝えたいこと、例えば緊急連絡先、アレルギーや発作の症状、救急のときに搬送してほしい病院など、周りの人に障害の特性や具体的な支援内容などをあらかじめカードに記入しておきます。

本人が持ち歩くことによって、日常生活でちょっとした手助けがほしいとき、道に迷ってしまったとき、病気するとき、緊急時、災害時に周囲からのスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があると考えられます。

そこで、お尋ねをいたします。

カードの普及とあわせて、広域的な観点に立ち、周知することが重要であります。

本町におきましても、何かあったとき支援の手を差し伸べられる施策としてヘルプカードを導入してはと考えるます。

町長のお考えをお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員のご質問のヘルプカードの導入についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、緊急連絡先や必要な支援の内容が書かれているヘルプカードは、支援を必要とする人と支援を行う人を適切に結びつけるきっかけづくりとなるものと考えております。

また、このカードが日常生活の中で普及すれば、緊急時、特に災害時には大

いに役立ち、円滑な支援活動が展開できるものと考えております。

障害のある方の中には、支援が必要なのに自分から困ったとなかなか伝えられない方、他人と十分なコミュニケーションをとることができにくく必要な支援を伝えられない方や聴覚障害、内部障害者など外見からでは障害があるとわかりにくい方がおられます。

そうした方々が、周囲の方に支援を必要としていることを具体的に知らせることで援助が安心して受けられ、また支援する人もどう支援したらよいか理解し、安心して手助けできるためのツールとして有効であると認識しております。

東京都が発案したヘルプカードとヘルプマークが、現在全国の自治体に広がり活用されております。

広域的な取り組みをすることがより効果的であると考えますので、県下で統一した様式のヘルプカードの導入について中讃西部圏域福祉担当者会において協議検討しているところであります。

町といたしましては今後担当者会や県との協議結果を踏まえて、導入に当たり障害のある方のプライバシーの保護等の課題の検討も十分行い、ヘルプカード導入に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議員（隅岡 美子）

まず、ヘルプカードについて少しご説明をしたいと思います。

このヘルプカードは運転免許証程度の大きさのものが一般的と言われておりまして、カードの表面にヘルプマークと呼ばれる赤い字に白の十字とハートマークが記載をされております。

そして、裏面にはそれぞれの方が必要とする情報を書き込んだり、こういったことを助けてください、こういったことが不自由です、こういったことが苦手ですといった具体的なことを記載しておきます。

そういうことで、ヘルプカードについての説明でございます。

そして、ある新聞の記事によりますと、見出しに「障害者や妊婦に優しい社会へ、全国に広がる」と題してこう書かれておりました。

障害者や妊婦など、困った場面で周囲の手助けを必要とする人が携帯し、外出時や災害時などに緊急連絡先や必要な支援内容を伝えるのに役立ちます。

その反響が全国に広がり、ヘルプカードを作成する自治体が各地に拡大しております。

また、政府としてもヘルプカードについたヘルプマークを今年7月から国内規格 J I S に追加する方針を公表、安倍晋三首相は国会答弁でヘルプカードと

マークについて大変意義があると述べ、一層の普及を図る考えを示しておりますということでございます。

まず、最初の発端といいますと、これは2009年東京ですけど、自閉症の子供がいる親御さんの声をきっかけにできたと聞いておりまして、当初そういうふうに都のほうに提案をしたんですけども、最初は全然もう取り合わなくて、できませんと前向きではなかったそうでございます。

しかしながら、11年3月に東日本大震災で家に帰れない障害者が続出した教訓などを踏まえて、方向転換をされたそうです。

そして、先ほどにも読み上げましたように、12年10月にガイドラインを定めて、カードを作成したということの経緯でございます。

そして、まず1点目の質問に入らせていただきます。

ヘルプカードの導入については、中讃西部圏域福祉担当者会において現在協議検討しているところでありましてご答弁をいただきました。

それは、いつごろどのような形で協議をしているのか、内容も含めてお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

隅岡議員の再質問、中讃西部圏域障害者福祉担当者会においてどのように検討をされているかというふうなことにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

中讃西部圏域障害者福祉担当者8月の定例会におきまして、今香川県の状況といたしましては、三木町がヘルプ支援カードといたしまして少しヘルプカードとはちょっと違ったようなものではございますが、内容的にはヘルプカードと同様なものを今、高齢者や身体障害者手帳の所持者の方に配付しているような状況を確認しております。

また、善通寺市が本年10月からヘルプマークを入れましたヘルプカードを800部作成いたしまして、社会福祉課の窓口で配付するというふうな動きのことも検討の中でされております。

福祉担当者会としましては、香川県下統一でヘルプマークの入ったヘルプカード、香川県下ではどこでも同じような様式を使ったほうがやはり災害時、緊急時には本当に適切なヘルプカードの役割が果たせるものと考えておりますので、ぜひ県のほうに担当者会のほうから申し入れをいたしまして、県下統一でそういう様式をつくれないうことを、8月の担当者会においてまとめたところでございます。

この担当者会のまとめにおきまして、それを県のほうに上げまして、県のご意見等を踏まえまして今から中讃西部の圏域、善通寺市を含めましてですけ

れども、その中で検討をいたしまして、多度津町におきましては時期を考えて導入のほうに踏み切っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

詳細なご答弁ありがとうございます。

香川県では三木町また善通寺で作成また配付をしているということで、本当にうれしい限りでございます。

そしてまた、先ほどヘルプカードと申していましたけれども、各県でもそれぞれいろんな名前をつけられておりますので、やはり統一したほうがよろしいかと思えます。

そしてまた、新潟県の上越市におきましては、内容は同じなんですけれどもカードの、障害のある子供とか大人がということで、緊急連絡先のところに保護者とか学校の担任教員、また施設の支援員などの名前、電話番号などが記入をされておまして、ここでは配付対象といたしまして障害のある18歳未満の子供、知的障害のある人、聴覚、音声機能、言語に障害のある人ということでヘルプカードの作成の提案をされたそうでございます。

そしてまた、今町長のご答弁にもありましたように、防災の時にも非常にこれは緊急時に大いに役立ち、スムーズな支援活動ができるとご答弁をされました。

そして、私も本当にそのように思っております。

私これは少し要望を入れさせていただきたいんですけれども、緊急時のということで夜間の時に、災害時の時に、カード自体を長時間発光する蓄光材というのをカードに使用してはどうかと要望をいたします。

これは、障害者の目線に立ったカードの推進に当たって、また連絡会のときにそういったことも要望をしていただけたらと思っております。

まだまだ誕生したばかりで日が浅いこのヘルプカードでございます。

まだまだ皆様に認識をされておられません。

また、そういうことも踏まえまして、今後このヘルプカードを知ることがまさに思いやりの第一歩になるのではないかと考えております。

これ以外に、青森県、徳島県とか、そういったことも加速しておるそうでございます。

このヘルプカードは、やはり全国どこでも普及をしていって日本中どこでも支援の必要な方へすぐ支援ができるような、そういう思いやりのあることで、わが町多度津町もそういった思いやりのある町に、また町長のご判断をいただきまして前向きに検討いただきたいと思ひまして、これは要望でございます。

います。

ぜひとも、ヘルプカードを早期に実現をされますようご期待申し上げます。ヘルプカード普及推進についての一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって5番、隅岡美子議員の質問を終わります。

次に4番、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番村井保夫、質問は2つあります。

まず1つ目、コミュニティーバス早期運行開始についてであります。

わが町多度津町の高齢化率が31%を超えてきたのが現在であります。

その中で、一刻でも早くコミュニティーバスの運行開始が必要とされる日となってきたのではないのでしょうか。

高齢者の早期免許証返納を初め、これからの団塊の世代の高齢化増に対して多度津町としてどのように考え、また対処していくのかお答えください。

また、3年後には32%超えが予想されている中、高齢者への介護予防、認知症予防の一環として地域での居場所づくりとして支援体制を進めていく中で、高齢者の外出機会を増やすことも大事であると思っておりますがいかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員の「コミュニティーバス早期運行開始について」のご質問にお答えをしております。

議員ご指摘のとおり、高齢化率の増加に伴い、高齢者の外出機会の喪失によるひきこもり予防、運転免許自主返納後の生活の足の確保など、高齢者施策に係る交通手段の確保は年々その重要性を増してきていると考えております。

一方、現在の多度津町の公共交通機関は、JR、高見佐柳フェリー、タクシーのみとなっております。バス路線等につきましては湯楽里による、これは健康保健施設ですね、湯楽里によるその利用者を対象とした定時のマイクロバスによる送迎のみとなっております。

高齢者施策といたしましては、これに加え80歳以上の方へのタクシー券支給もごさいますが、今後の多度津町のあり方としてどのような交通手段や支援方法が適切なのかということからその費用対効果も含め検討してまいっているところであります。

そのためにも、まずは今年度中に住民の方を対象にその移動実態や需要など

についてのアンケートを行い、住民ニーズや現状課題の把握を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

これからは高齢化が進んでいく中で、高齢者の交通事故が多く免許証の早期返納が叫ばれ、高齢者のこれからの外出の機会が減少すると思われま。また、一方では高齢者の健康寿命を延ばすことが叫ばれています。

これを考えますと大変矛盾があると思えますけど、この矛盾をなくすためにも一刻も早くこれを改善し、町民の足となることを望んでいますが、いかがでしょうか、お答えください。

議長（志村 忠昭）

今のちょっと、もういっぺん。

議員（村井 保夫）

矛盾をなくし、一刻も早くもうコミュニティーバスを、運行開始を始めないかないのではないかと思いますけど、それと先ほど町長の答えの中で今年度中にアンケートということがありました。

ということは、アンケートを今年度中にとって運行は31年を目標にしとるんでしょうか、お答えください。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問にお答えをしてまいります。

このコミュニティーバス等の運行に関しましては、当初私が町議会議員のとき、なってすぐだったと思えますけども、そのときにもこれからの高齢者の足としてコミュニティーバス等が必要ではないかということを経験したことがございました。

そのときは、年間の維持管理が4,000万円強ということで、あの当時の財政状況を考えたとき、これはとてもだめじゃないかということでその当時では諦めたという経緯がございます。

しかし、先ほど私も答弁でも申し上げましたように、今高齢者の方々の足の確保というのが非常に大事になってきております。

また、免許証を自主返納された方、その方に対しての足の確保ということも非常に大事になっております。

また、高齢者の方々がひきこもりとか、そういうことにならないように、外に出てもらうということも大事になってきます。

今、多度津町では80歳以上の方の福祉タクシー事業を行っておりますが、これだけでは少し心許ないのではないかなと思っております。

ちょうど私が町長に就任させていただいてすぐだったと思えますが、2市3町

で丸亀市を中心とした定住自立圏構想、定住自立圏域の中でお互いに共通の課題について話し合っ解決していこうという枠組みができました。

その中で、多度津町としては善通寺そして丸亀市が行っておりますコミュニティーバスを共同運営していただけないかというお願いをいたしました。

その中で返ってきた答えが、丸亀も善通寺も経費の負担増になってくるというので、それはなかなか難しいということになりました。

その中で、じゃあ多度津町はどうすればいいのかということを検討してまいりました。

善通寺と丸亀と共同運営という考えの中には、多度津町だけで運行したのでは住民の利便性というのは高まらないんじゃないか。

やはり、多度津町の住民の方が一番多く行っているところはどこか。

病院とかですね、丸亀の労災病院、それから善通寺のこどもとおとなの病院、また駅、そういう近辺だろうと想像いたしております。

そのことを、今回もう一度アンケートをとることによって、どういうことなのかというのを調べたい、確信を持ちたい、そういう中で、アンケートをとらせていただきます。

その中で、先ほど申しました定住自立圏域の中で多度津町がどのように関わっていくのか、このコミュニティーバスの運行に関しましてどのような施策ができるのか、それを今検討しているところであります。

また、先ほど村井保夫議員さんおっしゃいましたように何年後とかそういうことは今考えておりませんが、これは緊急を要する施策の一つだと考えております。

できるだけ早く町民のニーズを把握した後でお答えできるようにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

議員（村井 保夫）

先ほどの質問の中で、免許証の早期返納が進んでおるという中で、高齢者になれば、男性の外出機会が大変減ってくるのではないかと心配しております。

そういう中で、生涯学習として町長のお答えの中にありました福祉学習、そういう男性の趣味として参加できるようなクラブというんですかね、集まりも大変、これからは重要になってくるのではないかと思います。

そして、先ほど、一刻でも早くこのコミュニティーバスの設置、運行開始をお願いしたいと思っております。

以上です。

次、2番目の質問に入ります。

県道、町道の街路灯についてであります。

多度津町には県道の街路灯、町道の街路灯のない箇所が何カ所かあります。
まず、県道ですが、東白方の三宝丸、ローソン、吉田設計、新港橋をはじめ西部ヤンマーの方まで、もとの町道ですね。

また、町道では旧消防庁舎から東白方の前池、荒神さんのところまでの町道区間、これは一部ではありますと思いますが、また県道部分、さぬき浜街道部分ですね、これは埋立地であり、その現在ある街路灯は浜街道の北側にあります。

その北側の電柱は四国電力の電柱、南側がN T Tの電柱となっております。

そして、その中でこのN T Tの電柱側には街路灯がありません。

また、新港橋、西部ヤンマーのところには四電、N T Tの電柱のないところがありますが、県への要望としてお願いしていただきたいと思っております。

また、町道部分であります、夏、春には東白方にある民宿に大学生が合宿に来ます。その多くの学生がこの道を通り少林寺拳法に通っております。

また、多くの町民が健康増進のために朝晩にこの道を歩き散歩道としての利用をしています。

少しでも早く安全のために街路灯の設置をお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか、お答えください。

建設課長（三谷 勝則）

村井議員のご質問の県道、町道の街路灯について答弁をさせていただきます。

町設置の道路街路灯につきましては、交通事故を防止するとともに、歩行者や自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、暗い交差点や交通量の多い道路等を中心に道路照明施設設置基準に基づき設置をしております。

設置に当たっては、原則電柱への架設としています。

道路街路灯には、道路照明灯と防犯灯があり、そのうちの道路照明灯には連続照明と局部照明があり、その設置については道路管理者が行います。

連続照明とは、主要幹線道路に連続して設置する照明であります。

町道では、駅前都市計画街路事業で整備した町道335号線に設置をしております。

局部照明とは、信号機の設置されている交差点、夜間交通事故多発点、見通しの悪い屈曲部等に設置する照明になります。

町内での局部照明の設置は、道路の利用状況、危険性、緊急性、また地元との協議により設置をしております。

議員ご質問の旧消防署跡地から東白方前池、東白方荒魂宮の町道の区間については、見通しの悪い屈曲部への設置としてリサイクルプラザの入り口の三

差路に局部照明を設置しておりますが、その三差路から火葬場にかけての区間については、電気を供給する電柱がないため電柱架設での照明設置ができない状況であります。

今後の電気供給事業者との電柱設置計画等により検討を行いたいと考えます。

また、県道部分につきましては県中讃土木事務所に問い合わせをしたところ、道路照明灯の設置については地元要望のほか、交通事故の現地診断結果などをもとにその箇所の夜間の視認性など道路照明の必要性を判断し、周辺住民の皆様の合意形成の上実施をしており、議員ご質問の県道丸亀詫間豊浜線、さぬき浜街道の道路照明灯については、現在道路の北側に連続して設置をしているところであります。

これまで、道路照明灯については夜間における交通の安全と円滑な走行を目的として設置し、防犯灯については地元多度津町にて対応しており、その目的に応じた役割分担の中で設置の必要性を判断していくとの回答でありました。

今後につきましては、県道丸亀詫間豊浜線の南側の道路照明灯の設置の要望協議を行うとともに、防犯灯設置対応についても関係担当課と協議をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

さぬき浜街道について現在連続的に設置をしているとありますが、これからつける場所、南側へも、結構南側のほう夜通行が多いんです。

現在、事故の多い中で自転車でも死亡事故が起きているような現状であります。

そういう中で、事故が起きる前に少しでも早く明るく安全に通行ができる、また散歩ができるように、N T Tの電柱があるところからまず先でも県のほうへ要望して設置をお願いしたいと思います。

それと、旧消防庁舎から東白方の荒魂宮、荒神さんまでのあの道も夜には大変暗いです。

危ない中で町民の安全を図っていくのであれば、今後早期に街路灯の設置のほうを進めてもらいたいと思いますが、どんなんでしょうかね。

大変難しいんですかね、電柱設計とかって。

建設課長（三谷 勝則）

村井議員の再質問について、先ほど答弁させていただいた中で、一応照明の設置基準がございます。

それも現地のほうを確認させていただきながら、また地元とも協議をさせて

いただきながら、あと当然設置する場所がなければならないということもあります。

あと、県道についても今後要望をお聞きしながら県には要望してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

今年の初め、3月の議会の説明の中で、急傾斜危険のためあの近辺、火葬場から上のほうを工事すると聞いたと思いますけど、その時に四国電力の線を引いて電柱を立ててもらって、まずそこからでも安全を図ってもらいたいと思います。

どうでしょうかね、その時に、工事に含めての電柱設置とかは無理なんですかね。

建設課長（三谷 勝則）

村井議員のご質問についてですが、今、旧消防署跡地からリサイクルプラザの間の区間ということですよ。

議員（村井 保夫）

急傾斜の工事があるところからでも優先順位で。

建設課長（三谷 勝則）

急傾斜。

議員（村井 保夫）

……。

議長（志村 忠昭）

ちょっと村井議員、マイク使って言ってくれますか。

議員（村井 保夫）

あの近辺急傾斜の工事があると。

建設課長（三谷 勝則）

すみません、西浜。

議員（村井 保夫）

あ、西浜だったんですか、私の聞き間違いですか。

議長（志村 忠昭）

場所がわかってないみたいなけど、場所はつきり。

議員（村井 保夫）

火葬場から消防庁舎の方へ。

建設課長（三谷 勝則）

あの区間のちょうどの区間でよろしいですか。

その区間については、先ほど答弁の中で申したとおり電柱がないということ

なんですけど、そこまで当然電気を引っ張ってくるとなるとそれなりの施設が必要になってくると思いますので、あと設置基準に合わせた部分で必要な箇所であればそういった工事も必要かとなりますけど、そのあたりはまた協議いただければと思いますので。

議員（村井 保夫）

そういう中で、工事が。

議長（志村 忠昭）

ちょっと村井議員待ってください。まだ当てとらん。

ということで。

建設課長（三谷 勝則）

施設の的には当然今すぐつく状況には現地のほうがなっていないので、そのあたりはまたひとつ協議いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

大変申しわけない。

そういう中で、県の方へでも今後県工事がある度に危険な箇所は街灯をつけていけるようお願いしてもらいたいと思っております。

以上です。終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって4番、村井保夫議員の質問を終わります。

次に、10番の尾崎忠義議員の質問ですが、これは13時、1時からにしたいと思ひます。

暫時休憩に入ります。

再開は13時、1時にしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時0分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続きまして一般質問を続けたいと思ひます。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は平成29年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、佐柳島町民の皆さん方の切実な要望実現に

ついて、2、来春以降正式教科になる「外国語科（実質英語科）」、それと「道徳の教科化」についての2点について一般質問をいたします。

最初に、「佐柳島町民の皆さん方の切実な要望実現について」であります。

日本には6,852の島があると言われております。

そのうち、人が暮らす314の島の約半数が瀬戸内海に集中しており、香川県には24の有人島があります。

その中で、わが多度津町には高見島、佐柳島の2島を持っており、近年、高見島は瀬戸内国際芸術祭の島として、また佐柳島は猫の島として脚光を浴びております。

高見島へは、多度津港から直線距離で7.4km、フェリーで25分、面積2.33km²、現人口が38人、さらに多度津港から北方海上14.8km、手前の高見島を経由して55分（約1時間）、面積1.83km²、現人口81人、平たん地少なく傾斜面の多い佐柳島は本浦地区と長崎地区の2つの集落を持つ島で、幕末には数名の島民が咸臨丸の乗組員になったり、坂本龍馬の海援隊の志士になり活躍したと言われております。

佐柳は古来佐奈木、つまり「佐」と奈良の「奈」と「木」、あるいは直木、さなぎと読むんですが直角の「直」に「木」、あと早風（さなぎ）などと記され、早風（さなぎ）については元中6年（1389年）今から628年前足利義満が安芸の厳島に参拝の折、南風が吹き荒れこの島に避難をし、間もなく風が和らいだので、当時この島を船人たちは早風（はやなぎ）と呼んでいたのがいつの間にか現在の佐柳に変わったと言われております。

明治23年2月5日一島一村制となり、村制施行後に独立した佐柳村は初代村長に本島の森昌三氏が就任して以来、漁業、農業振興に努められ、第11代千葉常一村長まで続き、長期にわたり健全な村づくりが行われ、村制施行以来実に67年にわたる長い歴史と輝かしい伝統を守り続けたこの佐柳村も昭和31年9月30日に多度津町と合併をし、「多度津町佐柳」としてスタートしたわけです。

そこで、佐柳島の戸数と人口の変遷をみますと、古くは寛政10年（1799年）今から約218年前であります、乗蓮寺の宗門改によれば190戸、男510人、女539人、計1,049人であり、ピーク時は昭和20年466戸、2,106人、その後年々減り続け、昭和35年の国勢調査時には343戸、男405人、女570人、計970名、そして平成27年の国勢調査では51世帯72人となり、現在8月1日では61世帯、男35人、女46人、計81人となっております。

かつては、「島の娘郵便屋さん」としてテレビ、映画その他で報道された松栄安野さん（当時20歳）、この娘郵便屋をテーマとした映画「あの空の果てに星はまたたく」が東映ロケ隊により昭和53年3月9日から撮影が始まり、監

督関川秀雄、丘さとみ主演で一躍「佐柳島」が県外にまで有名になり、また「島の看護師さん」として15年間島の医療に尽くしてきた故森重スミ、実は私の叔母でございます、も毎日放送テレビで全国放映されたことも佐柳の人々にとって誇り得るものの一つでありました。

この佐柳島に昭和25年に建設され、廃校となって20年以上が経過した旧佐柳小・中学校を地域おこし協力隊の村上さんご夫妻がゲストハウス&カフェとして改修をし、8月6日にオープンしたことで、先月8月24日木曜日に見学に行っていました。

木造校舎の改造で、懐かしい思い出を残した建物はとっても雰囲気がよく、心を癒やしてくれる場所として、若い2人が力を合わせて島で頑張っている姿を見て大いに感動いたしました。

そして、その機会に本浦地区、長崎地区に住む町民の皆さん方の意見を聞くことができ、様々な要望が出されました。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、佐柳島の年齢構成及びひとり暮らし、夫婦暮らし、同居つまり子供、親族などの居住状況はどのようになっているのか。

2点目に、佐柳島でイノシシが2匹出没してサツマイモなどを食べられて被害に遭っており、現在山へ逃げ込んでいる。今まで34頭捕獲しているが、4月以降なかなかストップしているのでぜひ捕獲をしてほしいとの切実な要望があるが、どのような対策、対処をしているのか。

3点目に、病院受診の際、月2回フェリー半額の補助があるが、手続上三洋汽船の切符売り場と町のほうへの申請と2回もしなければならず、手続方法の改善として1回で済ますことができないのかという要望についてはどうか。

4点目に、島の医療体制について、本浦、長崎地区の2カ所を午前、午後に分けて週1回診療に医師が来てくれているが、高齢になると健康が不安で医者が頼りの綱で、現診療所にせめて週2回の医師の診療に来てもらえないか。

また、看護師さんが毎日いてくれたら心強いし安心できるという強い要望があるがどうか。

5点目に、島の人たちが常時利用、乗船しているフェリーだが、暑い中、寒い中荷物も持っているの船が着けば出航まで客室に乗船させてほしいので船会社と交渉してほしい。

また、年がたって病気になっているので、せめて港務所を待合として土日も開放してほしい。

また、冬場は寒さが特に厳しいので、浮き桟橋にコンテナハウスなどの待合室をつくってほしいとの要望が出されているがどうか。

6点目、長崎地区、通称山北で自宅までのコンクリート階段に設置しているパ

イプの手すりが錆びて危ないので、塗装の実施をしてほしいとの要望が出されているがどうか。

7点目に、地域おこし協力隊の制度の概要、実施主体、活動期間、地方財政措置、導入の成果についてはどうか。

以上、まず7点について答弁を求めます。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員ご質問の佐柳島島民の要望についての4点目、島の診療体制についての答弁をさせていただきます。

現在、高見佐柳診療所には、香川県僻地医療センターから派遣医師が水曜日と木曜日にそれぞれ週1回ずつ診察に来ていただいております。

担当医師は、水曜日、木曜日以外は多度津町以外への診療所にも派遣されており、また派遣医師の数も少ないことから、週2回ずつの診察につきましては困難ではないかと考えております。

なお、町で雇用しております看護師2名につきましては今年度から雇用条件等を見直し、勤務日数も週に4日ずつに変更しており、昨年度よりわずかではありますが診療所で勤務する日数は増加しております。

また、緊急時には早朝や勤務日以外でも対応に当たってくれており、担当医とも連絡がとれる体制も構築しております。

町といたしましては、島民の皆様の不安解消に向けて今後も診療所運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以下、引き続き関係課長より答弁をしてまいります。よろしく願いをいたします。

住民課長（多田羅 勝弘）

それでは、住民課関連ということで議員ご質問の1点目、佐柳島の年齢構成につきまして答弁させていただきます。

議員のご質問の中にもございましたとおり、佐柳島の住民基本台帳上の人口は平成29年8月1日現在で81名となっております。

その内訳としまして、30歳から39歳が1名、40歳から49歳が3名、50歳から59歳が1名、60歳から69歳が10名、70歳から79歳が37名、80歳から89歳が23名、90歳から99歳が5名、100歳以上が1名となっております。

次に、世帯構成についてですが平成29年8月1日現在61世帯となっております。

内訳としましては、単身世帯42世帯、夫婦世帯18世帯、その他夫婦と子供の世帯が1世帯となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（岡部 登）

尾崎議員の佐柳島でのイノシシ対策、対処についてのご質問についてお答えいたします。

本庁では、イノシシによる農林水産物への被害防止対策として平成29年1月25日に丸亀地区猟友会を中心とした18名で多度津町鳥獣被害対策実施隊が組織されております。

実施隊では、町に寄せられたイノシシ出没情報や農業被害報告に基づいて現地調査をした後に捕獲活動を行っていただいております。

今年度佐柳島本浦地区において8月24日にイノシシ2頭の見撃情報がありましたので、イノシシ等が出没したときの対応マニュアルに基づき、見撃時の状況を丸亀警察署と香川県みどり保全課に通報、連絡いたしました。

この件に関する町民や観光客に向けての注意喚起といたしましては、定期船船内やネコノシマホテルなど、関係各所にイノシシ出没のお知らせを掲示してあります。

また、捕獲につきましては実施隊のメンバーが出没現場を調査し、山の中のけもの道などにくくりわなの設置を行っております。

今後の対策、対処といたしましては、人間の入り込めない山間部に生息しているイノシシは捕獲不可能でありますので、人間の生活圏と山間部の間にある空白地域にイノシシを侵入させないことが重要になってきます。

そこで、農地にイノシシが侵入するのを防止する柵を設置する費用を助成する補助金などを活用して、農地に引き寄せない対策を講じていただくとともに、出没状況に応じ各関係機関と連携して迅速な対策、対処を行ってまいりたいと考えております。

以上で尾崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

政策企画課長（河田 数明）

尾崎議員のご質問のうち3番目、5番目、7番目について答弁させていただきます。

まず3番目のご質問についてでございますが、議員のご質問の中にありますとおり、現在多度津町島嶼部航路運賃助成のうち通院支援として高見島及び佐柳島に住所を有する方に対し、医療機関の受診を目的に島嶼部航路を利用した場合、往復運賃の半額を月2回、年24回を上限に助成を行っているところでございます。

助成方法といたしましては、島嶼部航路を利用した際にまず運賃全額の支払いをしていただき、その後助成金交付申請書（通院用）に医療機関の領収書及び運賃の領収書を添付して町役場に提出いただいた上で助成金を交付するものでございます。

ご要望のとおり島民の皆様への負担も大きいことから、事務の効率化も含

め、現在申請手続方法につきまして検討させていただいているところでございます。

島民生活の利便性及びサービスの向上を図ることを前提に、島民その他関係者のご意見を反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5番目のご質問についてでございますが、多度津港における停船中の定期船への乗船につきましては、町長との対話集会及び多度津佐柳航路確保維持改善協議会におきまして以前より島民の方からのご要望があり、三洋汽船株式会社と協議を重ねてまいりましたが、安全面、船員の勤務体制及び労働時間の規定により、対応が困難な状況でございます。

そこで、昨年度より三洋汽船株式会社にご協力をいただき、港務所の待合所を土日も開放し、利用できるようにしております。

また、浮き栈橋の待合室につきましても同様に検討してまいりましたが、浮き栈橋の狭いスペースで人や車の乗降が行われている現状では、乗降の安全面の確保から見ましても、浮き栈橋上での待合室の設置は困難なものと考えられます。

ただ、待合室の設置は困難ではございますが、利用者の負担軽減を図るため、島民の代表者との協議の結果、浮き栈橋上に荷物置場としてのスペースを確保し、金網製のセキュリティーカーターの設置を検討しており、今年度中の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

今後も島民の皆様の利便性及びニーズに沿った対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、7番目のご質問についてでございますが、地域おこし協力隊制度につきましましては平成29年3月9日に行われた総務教育常任委員会において報告及び説明をさせていただいておりますが、改めて説明をさせていただきます。

地域おこし協力隊制度とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において3大都市圏などからの人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで地域力の維持強化を図っていくことを目的にした制度でございます。

実施主体は各地方自治体でありますので、本町におきましては多度津町でございます。

活動期間は最長3年までとなっております、本町におきましての現在の地域おこし協力隊隊員の活動期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間であるため、以後最長まで延長した場合は平成32年3月31日までとなります。

地方財政措置といたしましては、隊員1人当たり報酬200万円、活動費200万円を上限として国の特別交付税措置対象となっております。

成果につきましては、ホームページ、フェイスブック及びインスタグラムを

活用した情報発信を行い、多度津町の魅力をPRしております。

このような隊員の活動は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、SNSなどさまざまなメディアに取り上げられ、確実に多度津町のPRにつながっているものと考えております。

隊員は多度津町に移住し、活動を始めて5カ月が経過したところでございます。

活動する上でまず地域になじみ、地域のことをよく知ることが大切ですので、本格的に能力を発揮するまでには十分な準備期間も必要だと考えております。

今後、隊員と行政がうまく連携を図りながら、隊員が地域で活躍できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても温かい目で見守っていただき、ご指導、ご鞭撻賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の質問の6番目についてお答えいたします。

議員ご質問の手すりパイプの塗装についてですが、香川県が指定している急傾斜地の階段に設置されていることから、手すりの管理者は県になると思われれます。

県中讃土木事務所に問い合わせたところ、現地確認の上対応したいとの回答でありました。

町としても早急な対応を要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

7点目の地域おこし協力隊の制度の中で、400万円が上限で報償費が200万円と。

その他定住に関する経費が200万円ということで今お答え願ったんですが、今回定住されております村上さんご夫婦ではどうなるのか、1人当たり200万円なのか、2人で400万円なのか、その財源的な内訳を教えてくださいと思います。

政策企画課長（河田 数明）

尾崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま答弁させていただいたとおり、1人当たり200万円、200万円の400万円になりますので、2人ですとその倍になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それで、実はこの村上さんご夫妻は今月曜日が定休日だったんですが、今度火曜日に定休日を変更したということでございます。というのは、月曜日は学生関係が土日が文化行事とかさまざま行事がありまして、月曜日が振りかえ休みのところが多くて、どうしても月曜日に行きたいという方が多いということで、火曜日を定休日にしたという話でございます。

そしてまた、今回新しく再生リサイクル自転車5台を設置してサイクリングができて、今ちょうど真ん中ですから、2km先の長崎地区、あるいはバックして本浦地区も観光、その他できるようにしております。

そこで、お伺いしたいのは、この再生リサイクル自転車5台設置しとるということでございますが、ご存じのとおり個人で管理しておりますが、海際で何しろ潮風がきついところでございますから、年間放置しておいたんでは錆びるとございまして、これについては、こういう支援というのが町としてはあるのかどうかということと、それと喫茶室、ホテル、さまざまな点でいろいろ改修をされております。

この改修費というのについては、町からのそういう支援というんですか、事業の補助というんはしているのかどうかということについてお伺いします。

よろしくお願ひします。

政策企画課長（河田 数明）

尾崎議員のただいまのご質問に対して答弁をさせていただきます。

リサイクル自転車につきましては、今現在5台、島のほうには置かせていただいております。

これは、町のほうで今リサイクルした自転車を置かせていただいております。

ただ、利用方法については今からの検討になっておりますので、今後村上さんともお話ししながら、また島の方たちともお話ししながら決定していこうと考えております。

また、改修費のほうでございますが、基本的には村上さんご夫婦があそこで定住して生活していくための喫茶店、ホテルでございますので、基本的には村上さんらが資金を出すということになります。地域おこし協力隊の拠点ということも含まれておりますので、その部分で経費も出ておりますし、また空き家の対策としての経費も補助により出してあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

佐柳島を訪れる学生さんや一般の方々は、島全体についての特徴、あるいは風光明媚な、あるいは観光場所もわからないわけです。

今のところはホテルとか喫茶、これを目的に来たということで、後どうしょ

うかなあと、本浦の方へもう帰るんだということで、長崎地区にはああいう文化財の埋め墓、拝み墓の両墓制があるというのも知らないということでございます。

そういう意味で私が要望したいのは、ぜひあそこを拠点に町のパンフレットあるいは案内板、ここにこう行ったらこうなるよという距離とか時間とか、そういうのをあそこに掲示板なり、何かパンフレットを置くような、すぐわかるようなあれを設置していただきたいと思うのですが、これについてまたお尋ねをいたします。

政策企画課長（河田 数明）

ただいまのご質問に対して答弁をさせていただきます。

議員さんがおっしゃられるように、島の方におきましてはなかなか訪れた人が見られるパンフレット等はないんですが、そのための地域おこし協力隊だと考えております。

また、村上さんのほうにも自分が見て歩いたところ、これをいろいろな見どころの地図をつくって、パンフレットとしてつくってほしいということは依頼しております。

今後、オープンもしましたので、時間的に余裕もできてくることだと思えます。

その中で、制作を依頼しておるところでございます。

また、看板につきましては、費用も必要になることから今後検討させていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは次に、来春以降、正式教科になる「外国語科」（実質英語科）、「道徳の教科化」についてであります。

文部科学省は、学習指導要領を改訂し、外国語活動の開始を3年生、4年生に早めました。

小学校では、現在5、6年生が英語に親しむための外国語活動に取り組んでおります。

これが今度は、5、6年生は教科書を使う正式な教科の「外国語科」（実質英語科）となり、各学年で週1時間授業が増えることとなります。

全面実施は2020年度からですが、各校の判断で18年度からの先行実施も認めております。

学習指導要領改訂後は、小学校3年、4年生は、現行はなかったものが改訂後は週1コマ(45分)の「外国語活動」が入り、小学校5年、6年生は、現行では週1コマ(45分)の「外国語活動」、授業時間は35コマ(26.4時間)が、改訂後は週

2コマ(90分)の「外国語学科」、つまり教科書を使う正式教科となり、70コマ(52.5時間)と倍増になります。

内容は現行の中学校1年生レベル、習得する語彙は600語から700語となります。

また、中学校では日本語を交えて授業、語彙は1,200語だったのが英語で行うことが基本、語彙は1,600語から1,800語となり、中学校卒業までに2,200語から2,500語習い、語彙は現行の2倍となります。

このため、ほかにも1、6時間授業の日が増加、2、委員会活動の時間を削減して英語の時間にする、3、夏休みを3日程度短縮した小学校も出てくるなど子供への負担が増大をし、子供たちの自治的活動の時間が保障できなくなっているという大問題となっております。

「既に英語の塾に通い始めた子供もいる」と言われ、通えない子供との格差を心配する声が上がっております。

今、体制がないまま始めるため、小学校教員に多大な負担を強いることになり、研修は極めてお粗末で十分な人や予算の保障もなく、教員の労働時間は既に限界を超え、教育カリキュラムは満杯状態となっております。

そこに専門でもない英語を押し込めば、教員の過剰な負担は他教科に影響し、結局は子供たちに弊害をもたらすこととなります。

外国語は未知の語句を母語に置きかえながら習得するので、一番大事なのは焦らずに豊かな日本語を身につけることであり、それが外国語を学ぶときの底力になるわけであります。

英語は早くから学んだほうが身につくと言われておりますが、根拠も実証もなく逆に早くに始めた子供たちが中学校で伸び悩んでいるというデータもあり、子供たちの英語嫌いが加速しかねません。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、町は移行措置に対してどう対応をするのか。

2点目は、移行期間の30年度、31年度の授業時数減の可能性が出てくるが、どう考えるのか。

3点目に、内容を減らさず「深い学びを」を求める次期指導要領全面実施への課題として、条件整備を疎かにしたままで、周知期間に当たる本年度は「条件整備」に関する強い要望が各学校、教職員から出されていると思うが、どのように対応するのか。

4点目に、原則45分間を想定して編集される教科書の扱い方も課題となるが、どう考えるのか。

5点目に、増加した時間をどう設定するかは各学校の判断に任されておりますが、現在の時間割りの枠ではどうしても時間が生み出せないという声が多く

聞かれ、英語必須化に向けた移行措置で、総合的な学習時間が減り、体験活動は提供しづらくなる状況に追い込まれます。

そのような中で、時間割りは学校の生活リズムに大きな影響を与え、当該学年だけでなく学校全体にも及ぼし、他校にも影響を与える要素を含んでおり、子供にも教師にも過重な負担をかけない最善の方法は「小学校英語の早期化、教科化」は「百害あって一利なし」であり、「ゆとり教育」から逆行しており、廃止しかないと考えるがどう思うか。

6点目に、「道徳」も教科化されようとしておりますが、1、光村図書、2、廣済堂あかつき、3、東京書籍、4、教育社版、5、学研、6、光文書院、7、学校図書、8、日本文教出版の8社の教科書会社がありますが、多度津町ではどの教科書会社を採択したのか。

また、それは、どのような理由からなのか、お願いします。

7点目に、「道徳の教科化」、「正式教科になる外国語科（英語科）」など新たな課題、科目が追加され、現場の教職員の必要な人数が確保できないことや研修制度の不備、あるいは非正規雇用の教職員のうち常勤講師の割合の増加、若手の教員がふえ、産休、育休の期間中に代理を務める常勤講師の増加など教育現場における「ゆとり教育」どころか教職員の多忙きわまる労働実態を調査しているのかどうか。

また、教職員の労働時間、労働条件の改善策はどのように考えているのか。

以上、引き続き7点について答弁を求めます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の外国語科、道徳の教科化についてのご質問にお答えします。

議員のご質問のように、新学習指導要領が今年の3月に公示され、小学校では平成32年度から全面実施となります。

そのため、来年と再来年は、それに向けた準備段階として教科書検定や採択が行われるとともに、先行実施として小学校5年、6年生の外国語活動の時数増加や新たに3、4年生での外国語活動が実施されることになっております。

また、現行の道徳が、特別の教科、道徳として来年度から先行実施されます。

グローバル化が急速に進展する現代社会において、外国語、特に英語を使ったコミュニケーション能力を培うことは、子供たちにとって今後重要な意味があると考えます。

また、昨今大きな社会問題となっているいじめ、情報モラル、福祉、共生等、現代的な課題への対応のため、道徳教育は一層の充実が求められています。

さて、移行措置についてのご質問ですが、町教育委員会では新学習指導要領

の全面実施にスムーズにつなげていくためには移行期間である来年と再来年は小学校3、4年生について年間15時間の外国語活動を実施するとともに、5年、6年生については現在年間35時間実施しているところを15時間増やし、年間50時間実施する方向で検討しております。

次に、移行期間中の授業時数減の可能性についてのご質問にお答えします。先ほども答弁させていただいたように、外国語活動の先行実施に伴い、小学校3年生から6年生まででは、それぞれ新たに15時間の時間数の確保が必要です。

小学校では、夏休みなどの長期休業中を除くと、年間35週授業を行います。15時間を確保するためには、2週間当たり1時間程度の授業増となります。この対応ですが、まず小学校5年、6年生では現在実施している外国語活動の1時間とは別に、委員会、クラブ、補習ドリルなどの学校の裁量で実施している時間が週に1時間あります。

学校にもよりますが、月4、5時間のうち1時間は委員会活動、1時間はクラブ活動、あとの2から3時間は補習ドリルなどを実施しております。

そこに外国語活動を割り当てることを考えております。

また、学習指導要領の全面実施に向けた移行期間中には3年から6年生で実施している総合的な学習の時間を外国語活動に充てることが可能となっておりますので、その時間の活用も考えられています。

実際、来年度に向けて町内の小学校では月1時間、年間にして12時間程度、先ほど答弁いたしました学校裁量の可能な時間に外国語活動を実施し、足りない時間については総合的な学習の時間の一部を割り当てるなどして、15時間を確保しようとする検討がなされております。

次に、次期学習指導要領の全面実施への課題として、条件整備に関する学校からの要望への対応についてのご質問にお答えします。

議員のご質問のように、外国語活動の時数の増加に伴い、授業の準備や実施、評価等に係る教職員の負担増については配慮が必要であると考えております。今後、例えば。

議長（志村 忠昭）

あと3分です、続けてください。

教育長（田尾 勝）

かまいませんか。

議員（尾崎 忠義）

はい。

教育長（田尾 勝）

例えば、人材面では既に実施している外国語指導業務委託として、1人の派

遣を依頼しているALT、英語を母語とする外国人指導者が深く関わっているわけですが、その拡充や英語の堪能な地域人材の活用、また外国語に必要な教材の計画的な整備等についての要望が正式に出てくると考えておりますので、学校や先生方の要望をしっかりと聞き取り、対応してまいりたいと考えております。

議長（志村 忠昭）

もう2分です。

教育長（田尾 勝）

次に、教科書の扱いについてのご質問にお答えします。

まだ、教科書は採択されていませんし、手元に来年度から使う教材が届いておりませんので未確定なところもありますが、先ほど答弁で申し上げたように来年と再来年の移行期間中については原則15時間の授業時間を小学校3、4年生では年間15時間、5、6年生では年間50時間を確保する方向で調整しておりますので、対応できると考えております。

次に、増加した時間をどう設定するかについてのご質問にお答えします。

増加分の授業時数の確保について現在も文部科学省や各教育委員会で議論がなされ、学校現場では授業実践が続けられております。

町内でも校長会で各小学校が足並みをそろえて取り組めるよう打ち合わせをしたり、多度津小学校では県の教育委員会の研究委託を受けて本年度からカリキュラム編成及び指導と評価についての研究を進めたり、豊原小学校では英語教育推進リーダーの教員が指名され、実践的な研究を進め、授業公開をしたりしているところであります。

町教育委員会としても、今後の国の動向や有効な取り組みについての情報収集に努め、移行期間及び全面実施に対応していく考えであります。

次に。

議長（志村 忠昭）

もう終わる時間が来ましたので、尾崎議員、申しわけないけれど、時間が来ましたので、回答はまた教育長のほうから文書でしたいと思いますので、一応ここで回答のほうを閉めさせていただきます。

よろしく願いしたらと思います。

教育長（田尾 勝）

以上、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

後ほどまた、回答のほうは文書でいただいでください。

お願いいたします。

これをもって10番、尾崎忠義議員の質問を終わります。

議員（尾崎 忠義）

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

すみません。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

大変お疲れ様でございました。

散会 午後 1 時47分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 9 月 14 日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

第3回多度津町議会定例会議事日程

平成29年9月14日（木）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問